

増毛町

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～ 「鹿による果樹木食害被害の現地調査」 ～

第 1 回定例会

一般議案・条例の改正・人事案件など	2～4P
各議員の賛否・補正予算	5～6P
令和6年度増毛町各会計予算等審査特別委員会	7～8P
町長からの行政報告	9P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』	10～25P
総務文教・産業厚生合同常任委員会現地調査	25P
議会のうごき、編集後記	26P



第177号

令和6年5月7日

令和6年度増毛町各会計予算を可決

増毛町教育長・佐藤敏治氏の任命に同意

増毛町議会第1回定例会は、3月5日から15日までの11日間の会期とし、初日には一般会計ほか6会計の補正予算などの議案審議、令和6年度各会計予算審査のため、予算審査等特別委員会を設置、2日目には一般質問を行い、3日目には予算審査等特別委員会報告を受け、令和6年度各会計予算をいずれも原案のとおり可決しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

令和6年 第1回定例会

3月5日～15日開催

人事案件

◆増毛町教育長の任命について
本年3月31日をもって任期満了となる、佐藤敏治氏の再任に同意しました。

一般議案

◆増毛港湾施設の貸付けについて
前年度に貸付けした増毛港湾敷地内の固定施設敷地を継続して貸付けする提案について、原案のとおり可決されました。

◆増毛町立明和園指定管理者の指定について
明和園の指定管理者について提案があり、原案のとおり可決されました。

◎指定管理者所在地・名称
増毛町南畠中町2丁目
27番地1

社会福祉法人
増毛町社会福祉協議会

会長 雨野 正治

◎指定期間

令和6年4月1日～

令和11年3月31日

◆財産の譲与について
明和園を町社会福祉協議会へ指定管理委託するにあたり、財産譲与（車両3台）の提案があり、原案のとおり可決されました。

◆増毛町さくらますスモルト化施設指定管理者の指定について
さくらますスモルト化施設指定管理者の指定期間満了にあたり、次の者を指定管理者として選定し、原案のとおり可決されました。

◎所在地
天塩町字川口5788番7

◎名称
一般社団法人 留萌管内
さけ・ます増殖事業協会

◎期間
令和6年4月1日～
令和9年3月31日

会長 菅井 好文

◎期間
令和6年4月1日～

令和9年3月31日

専決報告

◆専決処分報告（増毛町手数料条例の一部を改正する条例）

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日より施行さ

れたことに伴い、所要の改正を行い専決処分した報告があり、承認されました。

条例の改正・廃止

◆増毛町手数料条例の一部を改正する条例
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和6年4月1日より施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町特別会計条例の一部を改正する条例
今年度で町立明和園の整備事業が終了することに伴い、増毛町福祉施設整備特別会計を廃止するため、本条例の一部を改正しました。

◆奨学基金の設置管理に関する条例の一部を改正する条例
◆増毛町土地開発基金条例の一部を改正する条例
低金利が続き運用利子の増加が見込めないため、国債等での有利な運用ができるよう、本条

が令和6年3月1日より施行さ

例の一部を改正しました。

◆利率等の表示の年利建て移行に関する条例の一部を改正する条例

本条例中に既に廃止されている条例の条文があり、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町立診療所施設設備整備基金条例を廃止する条例

近年は残高も少額で積み立てる予定もなく、公共施設の整備は、既にある公共施設整備等基金を使用して整備しているため、本条例を廃止しました。

◆増毛町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の危険等を伴う特殊業務における安全体制の確保と処遇改善を図るため、有害鳥獣駆除等業務手当、ハイヤー代替運転業務手当を新設し、また町立明和園の指定管理委託に伴い、関係する業務手当を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◆町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成18年度から減額していた日当及び宿泊料について、物価高騰の影響を受け、出張時の負担が嵩んでいることから、減額前の日当及び宿泊料の額を支給するため、本条例の一部を改正しました。

◆議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

平成15年度からの町財政改革方針に基づく、議員の報酬等の削減の取組について、財政状況が改善していることから報酬月額を削減前の額に見直すため、本条例の一部を改正しました。

◆特別職の職員で非常勤のもの
の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例

平成15年度からの町財政改革方針に基づく、非常勤特別職の職員の報酬削減の取組について、財政状況が改善していることから報酬月額を削減前の額に見直すため、本条例の一部を改正しました。

◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成15年度からの町財政改革方針に基づく、特別職の給与削減の取組について、財政状況が改善していることから給料月額を削減前の額に見直すため、本条例の一部を改正しました。

◆第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

◆第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆増毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給できることになり、町職員及び国の非常勤職員に準じた勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町税条例の一部を改正する条例

能登半島地震災害による被災者の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の

一部を改正しました。

◆増毛町生活館等設置条例の一部を改正する条例

阿分会館を令和6年3月末をもって廃止するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により別表第2が削られたため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の規定の整備を要するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町街路灯設置条例の一部を改正する条例

自治会が負担している電灯料について、他の電気料と合わせて別に定める要綱により補助金を交付するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町水道条例の一部を改正する条例

令和6年4月1日から水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管され、水道法の一部が改正されたため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町立明和園設置条例の全部を改正する等の条例

令和6年4月1日から町立明和園の指定管理者制度を導入することに伴い、増毛町立明和園設置条例の全部を改正すると

もに所要の規定の整備を要するため、関係条例の一部を改正しました。

◆増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、内閣府が定めた基準が改正されたため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町介護保険条例の一部を改正する条例

3年に一度の介護保険料率の見直しによる保険料の改正及び明和園に設置していた指定訪問介護事業所を令和6年3月末で廃止するため、本条の一部を改正しました。

◆増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法施行令等の一部改正に伴う後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額の引き上げ、都道府県一元化に伴う賦課方式の統一による資産割の廃止及び子どもに対する均等割の町独自

減免を実施するため、本条例の一部を改正しました。

委員長報告

令和6年度 増毛町各会計予算等審査特別委員会に付託された、令和6年度各会計予算案10件及び関連予算23件について委員会において審査を行い、原案のとおり可決することに決定した旨、酒井委員長より報告を受けた後、本会議において討論を経て(※賛成・反対討論は後記のとおり)、採決が行われ、賛成多数により委員長報告のとおり決定されました。

※一般会計・水道事業会計・公共下水道事業会計予算案の分割採決に対しての討論

【反対討論】

○菅原議員
(アップル団地裏道路新設工事に関し) 地権者からの要望があつて取付道路施工に動いたのであれば、一つの請託、行政の便宜供与です。請託と便宜供与が合わさった中で道路建設が進

められているのではないか。地権者から要望があつて担当課で考慮し、この度予算をつけて道路を施工しようとした。行政が全て判断して道路が必要とし立案したわけではなく地権者から要望があつてもし道路を作るのであれば明らかに請託であり、とんでもない話になります。

【賛成討論】

○小田議員
税収増とアップル団地住民の利便性が図られるだけではなく、私も日々の仕事の中でアップル団地の袋小路状態が通り抜けられると便利だと感じており、そのような方々は他にもいると思いますし、また、防災・救急の観点からも様々な災害で道路が塞がるのが起きているため、道路が増えることは公共の福祉になると考えます。



令和6年第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名（議席順）									議決結果	
		合羽井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	上野 剛	菅原 幸弘	小田 緑	岩崎 俊一	松倉 清道		飛内 眞吾
専決報告第1号	専決処分報告について(増毛町手数料条例の一部を改正する条例)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	承認
議案第1号	増毛町特別会計条例の一部を改正する条例	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第2号	利率等の表示の年利建て移行に関する条例の一部を改正する条例	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第3号	奨学基金の設置管理に関する条例の一部を改正する条例	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第4号	増毛町土地開発基金条例の一部を改正する条例	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第5号	増毛町立診療所施設設備等整備基金条例を廃止する条例	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第6号	令和5年度増毛町一般会計補正予算(第4号)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第7号	令和5年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第8号	令和5年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第9号	令和5年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第4号)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第10号	令和5年度増毛町介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第11号	令和5年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第12号	令和5年度増毛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第13号	増毛港湾施設の貸付けについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第14号	増毛町手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第15号	議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第16号	特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第17号	町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第18号	増毛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第19号	増毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第20号	増毛町生活館等設置条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第21号	増毛町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第22号	増毛町立明和園指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第23号	財産の譲与について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第24号	増毛町立明和園設置条例の全部を改正する等の条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第25号	増毛町さくらますスモルト化施設指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第26号	増毛町街路灯設置助成条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第27号	増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第28号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第29号	増毛町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第30号	第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第31号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第32号	増毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第33号	増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第34号	増毛町介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第35号	増毛町水道条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第36号	令和6年度増毛町一般会計予算	○	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決	
議案第37号	令和6年度増毛町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第38号	令和6年度増毛町観光施設事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第39号	令和6年度増毛町診療所事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第40号	令和6年度増毛町介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第41号	令和6年度増毛町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第42号	令和6年度増毛町港湾整備事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第43号	令和6年度増毛町水道事業会計予算	○	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決	
議案第44号	令和6年度増毛町公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決	
議案第45号	令和6年度増毛町砕石事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第46号	増毛町教育長の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	
議案第47号	増毛町税条例の一部を改正する条例	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第48号	増毛町議会会議規則の一部を改正する規則	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

令和5年度 補正予算概要

一般会計

歳入歳出 **1億7,539**万円の増額

総額 **54億3,931**万円に

歳入

普通交付税…………… 2億3,470万円増
 財産収入…………… 548万円増
 町税…………… 191万円増
 町債…………… 5,790万円減
 道支出金…………… 877万円減
 国庫支出金…………… 115万円減

歳出

除雪業務委託料…………… 8,000万円増
 公共施設整備等基金積立金… 5,000万円増
 介護保険特別会計繰入金… 4,937万円増
 非課税世帯等支援給付金… 1,480万円増
 新型コロナウイルス対策費… 848万円減

国民健康保険特別会計

歳入歳出 **2**万円の増額

総額 **5億5,898**万円に

歳入

道支出金…………… 2万円増

歳出

退職慰労金…………… 14万円増
 二次健診委託料…………… 10万円減
 報償費…………… 2万円減

観光施設事業特別会計

歳入歳出 **12**万円の増額

総額 **6,758**万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 398万円増
 温泉施設及びスキー場施設使用料… 386万円減

歳出

スキー場光熱水費及び燃料費… 142万円増
 温泉施設委託料…………… 98万円減

診療所事業特別会計

歳入歳出 **3,785**万円の減額

総額 **1億9,922**万円に

歳入

診療報酬収入…………… 2,767万円減
 一部負担金収入…………… 229万円減

歳出

人件費…………… 2,850万円減
 医業費…………… 321万円減

介護保険特別会計

歳入歳出 **12**万円の減額

総額 **9億7,184**万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 4,937万円増
 サービス費収入…………… 4,944万円減

歳出

配食サービス事業委託料…………… 20万円増
 施設介護サービス事業費…………… 56万円減

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出 **12**万円の増額

総額 **9,114**万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 12万円増

歳出

人件費…………… 12万円増

公共下水道事業会計

収益的支出 **27**万円の増額

資本的支出 **165**万円の減額

支出総額 **2億8,350**万円に

収益的支出

施設管理費…………… 25万円増
 総係費…………… 2万円増

資本的支出

建設改良費…………… 165万円減

令和6年度 増毛町各会計予算等審査特別委員会開催

増毛町議会は町より提案された、令和6年度各会計予算案並びに関連する条例改正・廃止などの議案審議のため、特別委員会（委員長 酒井 倫明）を設置し、3月5日、14日、15日の3日間にわたり審議を行いました。令和6年度当初予算については、前年度当初予算と比較し、4・6%の減となっています。3日間にわたり活発な質疑を行った結果、原案どおり決定することを決め、閉会しました。特別委員会で審議された内容、質疑等を要約し、一部掲載いたします。

委員会質疑内容

【火葬使用料】
 ▽大井委員 令和4年度、5年度の件数、使用料は。
 ▼町民課長 4年度は48件、83万2千円、5年度は2月末現在



～ 活発な質疑を経て原案どおり決定された 令和6年度予算案 ～

で40件、64万円となっている。
 【頑張り増毛応援寄附金】
 ▽松倉委員 令和5年度の寄附見込み額と6年度における事業の変更点等は。
 ▼企画財政課長 寄附見込み額は5億4千7百万円であり、6年度の事業変更点は寄附サイトの追加予定、また制度の変更に伴い、事務経費にふるさと納税受領証明書の発行経費や兼務職員の人件費を加えなければならぬため、返礼品の割合を30%

から27・6%に引き下げている。

【メンタルヘルス研修委託料】
 ▽小田委員 委託先と内容は。
 ▼総務課長 町の精神保健医に委託し、研修は管理職向けと管理職向け以外の2回行っている。
 【手数料（窓口収納手数料等）】
 ▽合羽井委員 前年度から大幅に増額している理由は。
 ▼出納室長 総務省より指定金融機関の窓口での公金収納事務について、事務手数料の見直しを図る通知があつたため増額となっている。
 【総合計画審議会委員報酬、総合戦略町民会議委員報酬】
 ▽松倉委員 「まちづくりプラン」の作成時期及び委員選定、担当課は。
 ▼企画財政課長 令和6年春から年末にかけて、総合計画審議会及び総合戦略町民会議を合同開催し、計画を策定する予定となっている。委員は町議会議員、商工会、漁協、農協等の産業団体

令和6年度 増毛町各会計当初予算額			
＜一般会計等＞		＜企業会計＞	
一般会計	48億 900万円	水道事業会計	2億4,654万2千円
国民健康保険特別会計	4億9,130万円	公共下水道事業会計	4億 863万5千円
観光施設事業特別会計	2,260万円	砕石事業会計	2億5,636万7千円
診療所事業特別会計	1億5,290万円	【3企業会計合計】	9億1,154万4千円
介護保険特別会計	6億9,360万円	一般会計等及び企業会計合わせ 総額 71億9,664万4千円 （※前年当初予算比 Δ4.6%）	
後期高齢者医療特別会計	9,850万円		
港湾整備事業特別会計	1,720万円		
【7会計合計】	62億8,510万円		

金融機関、教育関係者、PTA、一般公募による委員を予定している。

担当課は企画財政課で、意見集約については令和2年度から6年度まちづくりプランのKPI（重要達成度指標）の達成到達状況を確認して、それぞれの事業に数値目標を設定し、年末までに素案を策定しパブリックコメントを貰う予定である。

【同窓会支援事業補助金】

▽大井委員 補助実績及び今後の補助対象人数は。

▼企画財政課長 令和5年度は7件、29万円の補助金額であり、参加人数は町内者97人、町外者98人の合計195人である。補助対象人数については、変更の予定はない。

【高齢者運転免許自主返納支援金】

▽松倉委員 事業開始からの免許返納人数と令和6年度の返納予定数は。

▽町民課長 平成29年4月から

事業を開始し、返納総数は7年間で123名であり、6年度の返納予定数は14名となっている。

【地域おこし協力隊資格取得等支援事業補助金】

▽大井委員 令和5年度の支援事業及び今年度の予定は。

▼福祉厚生課長 福祉ネイル及び口腔機能指導員の資格取得経費の8割を補助している。6年度は社会福祉士の資格取得経費の8割を補助する予定である。

【敬老祝品費、敬老会贈委託料】

▽合羽井委員 敬老祝品費と敬老会贈委託料の内容は。

▼福祉厚生課長 敬老祝品は市街地区該当者1人あたり、3000円の町商工会商品券850名分で、255万円となっており、贈委託料は市街地区以外の自治会分として、1人あたり、3000円の600名分で180万円となっている。

【子育て支援金】

▽合羽井委員 支援金の内容は。

▼福祉厚生課長 当該年度末までに、満1歳から満4歳に達する乳幼児にオムツ代やミルク代等の費用として5万円を支給するもので、6年度については、50人分の250万円を予算計上している。

【带状疱疹予防接種費用助成金】

▽小田委員 これまでの助成実績は。

▼福祉厚生課長 令和5年6月から助成しており、生ワクチン接種者が4名、不活化ワクチン接種者は4名で合計8名、9万2千円を助成している。

【海岸漂着物回収処理費】

▽松倉委員 令和6年度の事業実施場所は。

▼町民課長 暑寒別川から増毛港までの1・2km、箸別の0・7km、舎熊の0・3kmで、金額は1300万2千円となっている。

【ごみ分別等支援者金】

▽松倉委員 事業内容は。

▼福祉厚生課長 平成30年6月から事業を開始しており、ごみ分別、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者等の世帯に対し、居住している自治会の支援金により有償でごみ分別等を行う事業である。

【有害鳥獣運搬業務手数料】

▽大井委員 運搬業務期間、運搬個体数は。

▼農林水産課長 期間は4月1日～5月15日までを予定しており、個体の対象はエゾシカのみで、過去の実績は令和4年度は60頭、5年度は101頭となっている。



～ 個体数が増えているエゾシカ ～

行政報告

令和6年第1回定例会では、町長から3点について報告がありました。



要約して
町民の皆様
にお知らせ
します。

①介護保険事業計画について

介護保険制度は平成12年度に始まり、3年ごとに計画を見直し、保険料が改定されてきました。27年度から29年度の第6期計画の基準月額が5300円、30年度から令和2年度の7期計画では6291円となりましたが、3年度から5年度の8期計画では6091円と200円下がりました。6年度から8年度の9期計画の基準月額は、5290円になり8期と比べて801円の減額となります。減額となる主な理由は、要支援から要介護1の認定者数は増加しているものの、要介護4と5の認定

者数は減少しており、第9期計画の期間中についても、同様に推移すると見込まれるので、介護給付費の抑制に伴い、保険料も減額しています。

介護給付費や保険料の減額は、特定健診、保健指導の着実な実施に加え、「ら・さんて」を利用した適度な運動の推進、増毛醤油による減塩の啓発と生活習慣の改善、健康ポイントによる健康事業への参加促進など、町民の健康づくりを町を挙げて取り組んできた成果であると考えています。今後も健康寿命を延ばす取組を継続しますので、皆様の積極的な参加と協力をお願いいたします。

②大雪による除排雪の状況について

この冬は11月下旬より雪が降り始めましたが、12月18日には日本海側を中心に記録的な大雪となり、留萌南部においても累積降雪量が543cmと、平均降雪量を120cmも上回る状況となっております。当町においても、

例年より積雪量が多くなっており、道路幅の減少や、交差点の見通しが悪化するなど、ご不便をお掛けしていますが、町民の皆様には、連日の雪かきや安全運転に努めていただくなど、ご協力をいただき、感謝します。

町道の除雪については、安全確保や生活に不便を来さぬよう、増毛産業振興協同組合にて点検・除雪・排雪を行っており、大きな混乱や事故は発生していません。除排雪の稼働時間が昨年度に比べて29%も増加するなか、町道の安全を確保いただいています作業関係者の皆様のご尽力に感謝します。

なお、本年度も2路線のロードヒーティングを2月末で停止していますが、2路線の道路維持については、碎石散布機を使用し滑り止め対策を行い、事故を防いでいますので、安全運転へのご協力をお願いします。

③ふるさと納税の状況について

子育て応援、観光推進、健康増進など、当町のまちづくり

有効活用しています。ふるさと納税の今年度の状況は、2月末時点で3万7000件、5億3700万円となっております。4年連続で5億円を超えて堅調に推移しています。

お礼の品として、今年度1番人気となりました数の子には1万1千件、1億2千万円を超える寄附をいただき、タラコ、エビが続きましたが、今年度はさくらんぼに3600件、4500万円の寄附をいただいています。町長就任直後の平成27年度は、さくらんぼの寄附件数は660件でしたが、果物にも力を入れた結果、多くの果樹農家の協力と、発送体制の見直しによりさくらんぼへの寄附を5倍以上に成長させることができました。制度が目まぐるしく変わる状況のなか、事業者、生産者のご協力のもと、当町自慢の海産物、果樹、米、酒などの特産品を全国にPRできる機会として、今後もふるさと納税に力を入れ、まちづくりに活用していきます。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第1回定例会の一般質問は、本会議2日目の14日に行われ、8名の議員が14項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



小田 緑 議員

- (1) 防災対策について
- (2) 障がい者の外出機会の確保について



上野 剛 議員

- (3) 特別職報酬等審議会の設置について
- (4) 技術職・資格免許職と一般行政職の分掌と、技能職の採用について
- (5) 流雪溝について



岩崎 俊一 議員

- (6) 保管されている大正時代の消防車について



松倉 清道 議員

- (7) 「仕事と子育てが両立できる保育環境の体制整備」について



大井 紀美恵 議員

- (8) 生活応援・商工振興の増毛町応援券発行等について
- (9) 自治会館の維持・管理等について
- (10) 外国人との日本語学習・交流会について



菅原 幸弘 議員

- (11) アップル団地裏道路建設について



酒井 倫明 議員

- (12) 明和園の運営について
- (13) 「フルーツの里まじけ」の活性化事業について



合羽井 達男 議員

- (14) 職員の地域活動等への参画について

防災対策について

小田議員①

Q 倒壊家屋を想定した救助訓練の実施は

A 非常に危険だと考えるので実施は難しい

○小田議員



令和6年1

月に発生した能登半島地震は、真冬に海沿いの地で起

きた大規模な災害で、津波、家屋の倒壊、土砂災害、交通の寸断、ライフラインの回復の遅れなど、当町にも同様のことが起こるだろうと予想されるが、(1)町内民間事業所ができることを出し合って、災害時に支えあえるまちづくりを目指すべきだと思うので、協議の機会を設けていただきたいが。

(2)大規模災害時、町内の施設入居者が遠方の施設に速やかに受け入れられるような仕組みづく

りが必要だと考えるが。また、遠方の市町村と互いに災害時に協力し合えるような関係性を持つ必要があると思うが。

(3)倒壊家屋からの救助訓練を行うべきではないかと思うが。

(4)災害時のトイレについて。

①町で備蓄していただくことと併せて、個人でも家庭で防災(携帯)トイレ備蓄の普及啓発が重要だと思うが。

②以前、トイレトレーラーの導入について質問した際、研究をするという答弁であったので、導入できないか再度伺う。

○町長

(1)災害規模が大きくなるほど、事業所等も被災することが考えられるので、事業所ごとに可能な支援内容や期間、人や物資について商工会等と調整を図りたい。

(2)町外など遠方の事業所への避難が必要となるような大規模な広域災害時には、円滑な広域避難ができるよう北海道と連携を図り、他の地方公共団体への広域一時滞在や運送事業者等によ

る被災者の避難などに努めたい。

また、遠方の自治体との広域連携については、災害時の人員派遣など、当町のような職員数の少ない小規模自治体では応援に派遣することが難しいため考えていない。

(3)倒壊家屋を想定した状況を設定すること自体が難しく、救助訓練についても非常に危険だと考えているので実施は難しい。

(4)①今後も災害用トイレを備蓄していくが、各家庭においても断水時でも使用できる凝固剤などのトイレセットや携帯トイレの備蓄をお願いしたい。啓発はこれまで広報誌やパンフレット、防災展示などで住民への防災意識の高揚を図っているが、広報誌などで防災特集を組むなど更なる普及啓発を図っていきたい。

②購入金額や使用頻度、牽引免許の取得、維持管理費などを勘案して購入は難しいと考えているが、今後も検討したい。

○小田議員

災害弱者である妊産婦や乳幼児などの避難先の協議を進めて

いただきたいが。

○町長

ホテルや文化センター、保健センターなどで個室を確保できるようになどところを設定しなければならぬと考えている。

○小田議員

防災担当を置いた自治体に補助をして、防災トイレの配布事業をしてもらうことをきっかけに自主防災組織を立ち上げて貰うとか、支援を兼ねながらの啓発ができないか。

○町長

少しだが町から補助金は出しているが、なかなか進まない。そういったことも取り入れながら、自主防災組織の組織率が高まるように努力したい。



～災害用トイレ(駅☆祭2024防災展示)～

障がい者の外出機会の確保について

小田議員②

Q 交通費助成事業の補助対象を介護タクシーにも拡大しては

A 身体障がい者福祉協会に検討するよう要望している

○小田議員

「あつぷるハイヤー」には福祉車両がないことから、「車いすユーザー」が利用できない交通費助成事業をもって「障がい者の外出機会を確保する」ことはできないのではないかと思う。(1)障がい者の外出機会を真に確保するために、身体障がい者福祉協会交通費助成事業の補助対象となる交通機関を介護タクシーにも拡大し、更には「あつぷるハイヤー」の車両を福祉車両に変更し、「ドライバー」に乗降介助の研修を受けさせるなどの取組が必要だと思うが。(2)今年の冬は、暴風雪害により

留萌市内の除雪が滞ったことで、沿岸バスが留萌市立病院まで行くことができない日が続き、透析患者の通院が困難となった。透析患者の通院に特別な配慮が必要ではないかと思うが、どのように対応するのか。

○町長

(1)交通費助成事業の補助対象を介護タクシーにも拡大することは、身体障がい者福祉協会事務局に、前向きに検討するよう要望している。来年度開催する総会において、協議して貰うことになっているので、実情を把握している会員の判断を尊重したい。なお、「あつぷるハイヤー」を福祉車両に変更することは現時点では考えていないので、ドライバーの研修も予定はない。(2)先月開催された介護保険運営協議会でも話題となり、暴風雪により路線バスが運休となることで透析患者が通院できなかつたと聞いた。そのような場合には、町職員で送迎をするので、ご連絡をいただければと思っている。ただし、バスが運休する

ほどの悪天候となると送迎する職員も危険なので、まずは可能な範囲で通院日を変更して貰うのが安心かと思う。実際にそのような対応された患者さんもあるようなので、病院に相談して貰い、それでも通院が必要となった場合には、天候状況にもよるが町職員で対応したい。

○小田議員

「あつぷるハイヤー」の車両を買ひ換える時に検討はできないか。

○町長

ドライバーにも介護研修を受けさせなければならぬ。今回ドライバーに「あつぷるハイヤー」で車いす利用者に乗せたことがあるか確認したが、1回だけ乗せたことがあると聞いた。それは、行ったら車いすだったということ、何とか乗せることはできたが、かなり難しい事案だと聞いている。「あつぷるハイヤー」ではなくて、介護タクシーを使って貰いたいと思うし、身体障がい者福祉助成の補助で車いすのユーザーは今のと

ころはいないので、介護認定を受けた方が介護タクシーを使うのであれば、そちらの方に補助を増やすことが良いと思う。

○小田議員

透析患者への対応だが、可能な範囲で通院日の変更を行った上で、数日運休が続いた場合は町職員が対応することを、まず透析患者に周知して貰いたい。

また、送迎により万が一事故が起こった場合、職員の身分は守られ、患者の補償も町が行うということか。この業務により職員が不利益にならないか。

○町長

暴風雪時は沿岸バスも運休になって、透析患者は翌日に変更して何とかなつたということだった。町には今のところ要望はないが、命に関わるような状況の場合には、町職員が送迎をする。ただ、送迎をした時に町職員に瑕疵がある場合は、全く責任がないとはいかないと思う。しっかり安全運転をして貰うことになる。

特別職報酬等審議会の設置について

上野議員①

Q 審議会を設置しては

A 今後、見直しを要する場合は、設置を検討したい



○上野議員

平成14年3月の第1回定例会において、当時の町長に特別職報酬等

審議会の設置について一般質問をしたが、審議会の設置について良い回答が得られなかった。

それから約20年が経過した令和3年3月に出された全国町村議会議長会による「第66回町村議会実態調査結果の概要（令和2年7月現在）」を見ると、特別職報酬等審議会の設置については、全国721団体が設置（77・9%）、205団体が未設置（22・1%）となっている。

今定例会において新年度予算が原案どおり議決されることになれば、あらゆる役職の報酬等が以前とほぼ同等の額に戻る。全国的には特別職報酬等審議会の設置が一般的なようで、これを機に同審議会を設置してはどうか。

○町長

議員報酬、特別職、給料の引き上げについては、平成15年度町財政改革により、削減が継続されてきた報酬、給料を削減前に還元することを基本としたもののため、審議会での意見聴取は不要と判断し、議員への説明を経て、関係条例改正及び新年度予算案を提案したものである。全国的に審議会を設置している市町村が増えていることから、今後、特別職等の報酬、給料額の見直しを要する場合は、第三者から意見を聞く審議会の設置を検討したい。

技術職・資格免許職と一般行政職の分掌と、技能職の採用について

上野議員②

Q 業務の分掌化と技能職の採用は

A 特化した人事発令はないが採用は計画的に検討

○上野議員

歳月が経って管理職となれば、広く業務を抱えることになるが、技術職や資格・免許職のパフォーマンス向上のための業務の分掌についてどのように考えているか。

また、鳥獣駆除に関して、駆除当事者のハンターではなく一般行政職が個体の処分をしているとのことだが、解体処分ができる人材を技能職として採用することは可能か。

○町長

現在、職務に必要な技術・資格免許を有する職員は、建築及び土木技師で8名、保健師8名、栄養士1名、看護師11名、保育

教諭6名の計34名いる。そのうち管理職は課長職で3名、課長補佐・同等職で7名の計10名である。技術や資格に適した部署の管理職に発令し配属しているところである。技術や資格免許の専門分野に限った業務と一般行政事務に分けると、専門業務の能率向上・能力の追求ができると思われるが、現状、限られた職員数の中で町行政を進めていくには、従来どおり配属された部署において職員自身の技術や資格を活かした業務をしていただく、技術や資格免許に特化した課係の設置や人事発令については、現状は考えていない。

ただし、建築・土木技師が不足している現状にあり、中途採用の募集を随時行っているが、技術職、資格免許職の職員が不足になり、町行政に支障を来さないよう今後も計画的に採用していきたい。

有害鳥獣駆除の個体の処分には、現状では解体処分ができる人材の確保までは必要がないことから、採用については考えて

いない。今後、解体した有害鳥獣の食肉等を活用する需要があった場合には、専門の人材確保を検討したい。

○上野議員

建築技師と土木技師については満18歳から40歳までの有資格者を現在募集しているようだが、自分のキャリアアップにならないのではと敬遠されることはないか。

○建設課長

そういうことは現状ないと思う。

○町長

募集は18歳から40歳だが、建築・土木技師が来てくれないので、年齢ももっと上も考えたりしながら、募集をしていきたい。

○上野議員

元陣屋と旧本間家については教育委員会の所管ということで、答弁には含まれなかったと思うが、司書と学芸員の資格所有者は何人いるのか。

○教育長

学芸員は2名、地域学習課長と社会教育指導員が資格を持つ

ている。図書館司書は会計年度任用職員が2名、元陣屋に勤務している。

○上野議員

果樹園地帯整備事業が始まり、ここに多くの絵画を展示するようだが、学芸員を配置する予定はあるのか。

○町長

何回もプロジェクトチームの会議を開いているが、学芸員をそこに配置する考えはない。

○上野議員

ここ数年、実証実験とか社会実験という言葉を目にする。令和6年度予算の地域おこし協力隊員300万円の計上があるが、当初あらかじめ業務内容を決めずにいるというものであれば、例えばリバーサイドパークのセンターハウスで実証実験として、シカの肉やクマの肉を試してもらえるよう、地域おこし協力隊員の採用を技能職としての人材活用として考えることはできないのか。

○町長

町は主に農林水産課の職員が

ハンターが撃ったシカを運ぶ、これが仕事となる。暑寒沢でかなりの被害だと思っている。そこでハンターとも話をしたが、何回もパトロールをすることに よって個体数はいなくなると言っていた。職員としてはなくて、地域おこし協力隊でのハンターを募集することは可能だと思っている。当町のハンターにも誰かいたら紹介してほしいという話もした。

流雪溝について

上野議員③

Q 改良等、抜本的な対策は

A 今後の管理運営を調査研究する

○上野議員

流雪溝は平成2年に供用開始されたが、この冬はルートによつては使用開始の初日から5日連続で使えなかったなど、毎年度々使えない日があり、それ

が増えているようだ。この30数年の環境変化によつて暴風雪警報や波浪警報が頻繁に出るようになっているので、来季以降もほぼ同様の状況になるのだろうと考える。取水口や排水口の改良等、抜本的な対策を取らないのか。また、「流雪溝の日」とは何か。

○町長

流雪溝の取水口は構造的に改良されており、通常の使用では問題は起きないが、取水ゲートを上げて取水しているときに永寿川へ大量に投雪された場合、永寿川を含めてBルートの取水口が凍結してしまい、重機にて排雪が必要となることから利用停止となっている。排水口については、AルートもBルートも同様の構造となっているが、Bルートについては海岸の状況が、建設当時より変化してきており、海が荒れる状況では排水口を石が塞ぎ、利用停止となっている。対策としては、取水口については永寿川への投雪を控えていただくよう、注意喚起を行うこと

で対応する。排水口については、海岸の改修もしくは越波対策など、現在検討中である。

「流雪溝の日」は、流雪溝施設の再確認と利用の促進を目的として、留萌管内のこの施設がある当町と苫前町が連携し1月27日に苫前町で、1月28日を当町として実際に作業する日を計画し実施した。参加者は増毛町流雪溝協議会員をはじめ、増毛町除雪委託業者・留萌開発建設部・留萌建設管理部・北海道技術センター・増毛町役場・苫前町役場などの他、羽幌町議会議員・大学教授・大学院生・当町から苫前町のボランティアの方々40名弱の方に参加していただき、「流雪溝の日」として活動した。

○上野議員

令和5年11月末日に利用者宅に配布された、流雪溝だよりには「流雪溝の日」の記載がなかったが、答弁の利用促進を目的にというのであれば、啓発事業よりも施設の整備、環境の整備こそが利用促進につながるのでは

ないかと思う。流雪溝については優先すべき事業はソフトではなくハードではないかと思うが。

○町長

今年の1月、札幌市のシンポジウムにて当町と苫前町が発表をした。苫前町は蓋が非常に改良された形で非常に良く、ハードもソフトも含めて流雪溝について進めていかなければならぬと思っています。ただ、流雪溝が整備されてから34年経過し、当初から懸念されていた人口減少によって空き家が増え、流雪溝の通り全体がうまくいっていないという状況なので、これからのように管理運営していくのか当町としても調査研究を進めたい。

○上野議員

この「流雪溝の日」は来年度以降もこれらの参加者で実施予定なのか。

○町長

留萌開発建設部、建設管理部、様々ところが活動している中で、当町としても毎年実施をし、流雪溝について普及啓発を図る

ような形で進めたい。



～ 令和6年1月28日開催「流雪溝の日」～

保管されている大正時代の消防車について

岩崎議員

Q 活用方法の検討は

A 消防庁舎建築検討委員会で検討したい

○岩崎議員



増毛町消防は本年度で創設150周年の節目を迎えるというところで、9月には記念事業として式典、祝賀会を開催する予定。コミュ

ニティ消防センター車庫内には大正時代の消防車が保管されているが、歴史的にも価値のあるものであれば、記念事業の一環として、この消防車を展示し、参加者をはじめ広く町民の方などに見ていただく工夫はできないか。

また、消防車が消防コミュニティセンターに保管されているいきさつ、現在の保存状態、価値は。

今後は保管しておくだけではなく展示することが望ましいと思うが、消防庁舎の建て替え規模などについて検討されているようであり、新消防庁舎は利便性や機能性が求められているので、新庁舎内外での消防車の展示には不向きであると思う。

旧増毛小学校内外での資料や観光として展示することで、子どもたちが消防組織へ興味を持つ機会になることや観光客へのPRにもつながるような活用方法を検討することはできないか。

○町長

当該車両は、昭和7年5月頃

に購入され第1分団に配備し、昭和40年代初頭まで活躍したと記録が残っている。

保管している車両は函館市で骨董商を営んでいた方の家族より連絡があり、平成5年に当町に寄贈されたもので、6年の増毛町消防創設120周年記念行事に展示したのち、展示する場所がないため、コミュニティ消防センター内に保管している。

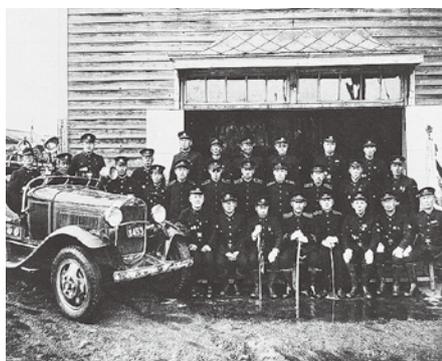
現在の保存状態は、購入当時に修繕を行ったがエンジンは不動で走行は不可能であり、価値は不明である。

増毛消防創設150周年記念事業の一環として展示してはとのことだが、記念事業は増毛町文化センターで行う予定であり、文化センターまで移動する間に破損も考えられることから、会場での展示は考えていない。

また旧増毛小学校校舎での展示の提案だが、校舎内に搬入することは校舎の一部を改修しなければ難しいと考えている。

今後、消防庁舎建築検討委員会の中で、展示活用方法について

て検討したい。



～ 昭和14年頃に撮影された写真
左側に写る車両が保管されている ～

「仕事と子育てが両立できる保育環境の体制整備」について

松倉議員

Q ファミリーサポートセンター事業等の取組は

A 今すぐにはできないが、ベビーシッター利用補助を検討したい



○松倉議員

令和元年12月定例会において、「観光及び各産業の推進とその施

策に寄り添った仕事と子育てが両立できる環境の充実について」と題して質問させていただいた。それから数年が経ち、新型コロナウイルスも経て、新

型コロナも経て、なお一層ライフスタイルや経済・社会が変化している現状において、政府が子どもに対する政策を強化している。このことも踏まえ、改めて当町の施策等に寄り添った保育（週末など休日に子育て世代の親を働き手として確保するため、子どもを預ける保育施設等の体制整備ができないか）の在り方・支援策の考えは。

(1) 「以前のアンケート調査では一定の潜在的なニーズがある。」との答弁であったが、現在はそのように捉えているのか。(2) 都会を例に「自宅でベビーシッター制度が土日・祝日の繁忙期対策として可能性がある。保護者が3時間、5時間など時間制の有償でお願いする、そういうことも考えていかなければならない」との答弁であったが、その後の体制の整備、また保育士や幼稚園教諭のOB、元教員

など、人材の確保ができるか検討したのか。

(3) こども家庭庁（旧内閣府）が提供している「ベビーシッター券」は、働く親が子どもと仕事を両立させるための支援策の一つとして位置付けられている。その運用には地域の保育施設やベビーシッター業者との連携が不可欠であり、利用可能なサービス提供者が充実していることが望まれるとあるが、その提供者は当町には現在存在しない。また、厚生労働省が推進している取組「ファミリーサポートセンター事業」は子育て世帯や子育てに関わる人々を支援するための施策の一環であるが、この事業で支援される託児等を行える団体も当町には存在しない。どちらのサポートも受けることができないう状況にあるが、今後、町として取り組む考えは。

○町長

(1) 保育需要の状況は、「町子ども・子育て支援計画」の次期計画を策定するため、5年7月から8月にかけて子育て世帯を対

象にアンケートを実施した。その調査の中で、日曜・祝日において定期的な保育の希望は19人で、うち午後以降までの延長を希望している人は14人である。一定の潜在的な需要があるものの、町においては保育施設体制の整備は難しい。

(2)多くの産業等でも働き手の確保は、困難を極めていると同様、子育てに係る人材は、保育士や幼稚園教諭のOB、元教員などの資格を有している潜在数がほぼないため、体制の整備は難しい状況である。

(3)「ファミリーサポートセンター事業」等の取組は、留萌市ではNPO法人が数年前から託児所事業を開始し、子育て支援に取り組んでいるが、当町には子どもを受け入れるような団体はない。町内で団体設立は難しいと思うので、団体のみならず個人が行うベビーシッターも調査・研究を進め、費用助成を前に検討したい。

○松倉議員
人材がどの産業もない。子

育てに係る人材確保の為だけに限らず、どのような取組が考えられるのか。

○町長

前回は、ベビーシッターの可能性はあるのではないかと答弁した。今のところ制度がないため、人材確保はしていなかったのが実態である。子ども家庭庁のベビーシッター券というものもあるが、これは大企業が事業主となつているその先からベビーシッター券をもらうという制度で、当町では難しいと思う。ファミリーサポート事業もサービス提供者がいれば事業が進められるのではないかと思うので、この要件は相互の補助制度というような要件で、20名以上の会員とアドバイザーがマッチングする、そしてサービスを提供するが、サービス提供者が難しいのではないかと思う。留萌市のNPO法人のような団体を町内で誰かが作って、そういう事業者が出てくれば、解決することができるのではないか。

副業制度を町が認めているの

で、こども園の先生等は人材として確保はできるのではないかと考えている。

○松倉議員

前向きな検討、費用助成という言葉も出てきたが、具体的な計画までいかなくても私案などあるか。

○町長

ファミリーサポートセンター事業を町で進められると良いと思うが、今のところ直ぐにはできない。ベビーシッターの方が留萌市にいて、利用するのであれば町から補助を出して、休日・日曜日の需要に対応できるのではないかと考えているので、前向きに検討させていただきたい。



生活応援・商工振興の増毛町応援券発行等について

大井議員①

Q 購入できなかった町民が多数見受けられたようだが
A 販売方法を検討するよう商工会に申し伝えた

○大井議員



(1)応援券のプレミアム率について。令和5年12月に6千組が販売さ

れ、コロナ禍最中では別途に30%、飲食店限定40%プレミアム率の応援券発行がされていた。今回は従前どおり20%の割増率であったが、30%の割増率で発行している市町村が増加傾向にあるので、物価高対応のため20%から上乗せする考えは。(2)販売冊数について。5年度の販売は一人限度額4万円に引き上げたところ、予想外に購入数や年金予約数が多かったため、

購入できなかった町民が多数見受けられた。少子高齢化・店じまいなどがあるが、町民の生活、地元商店を応援するためにも販売セツト数を増加する考えは。

(3) 町内3か所で販売会場を用意されているが、購入者をカウン トし人数を把握することで翌年の販売数が予想でき、必要なことだと思いが、人数の確認は。

(4) 予約販売について。一般販売日と年金受給日にある程度の間隔があった場合、早く購入したい年金予約者の方に前倒ししての販売など、商工会と協議しながら、実施することは可能だと思ふ。町内の販売を向上させるためにも考えてはどうか。

(5) 電子商品券の発行について。スマートフォンアプリ利用や電子カードなどは、若年層には簡単に使いこなせ、1円から利用可能となっているようだ。高齢者が多い当町では難しいと思ふが、利便性やコスト削減を考えると将来的には移行になるのか、紙の商品券と二通りにするのかなど、どのように考えるか。

○町長

(1) 応援券のプレミアム率は、共通券は20%、飲食店限定券は40%の割増率で発行されてきて いる。商工会から要望を受け補正予算の措置を検討するが、発行の時期、割増率など事業の概要について、まずは商工会に企画立案をしていただき、その案をもとに相互で内容を協議していくので、ご理解いただきたい。

(2) 5年12月の販売では限度額を4万円に引き上げたところ、購入者が殺到し購入できなかった方がいたと聞いている。希望者が購入できない事態を避けるために、限度額を引き下げるなど、限られた予算を有効に活用して希望者全員が商品券を購入できる販売方法を検討するよう商工会に申し伝えたい。

(3) 商工会に確認したところ、人数把握は行っていないので、今後は人数を把握するよう申し伝えたい。

(4) コロナ禍時期の販売において、密を避けるため商工会に要請し、3年度、4年度は全戸に郵便を

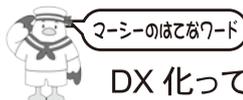
送付し、予約販売した経緯がある。5年度は予約受付を年金受給者に限定して行われたが、年金受給者への前倒し販売など、町民の利便性が向上する販売方法を商工会に検討していただきたい。

○大井議員

物価が上がっていて、増えた分です使っていたら、多くのも大事なことはないか。

○町長

プレミアム率を30%に上げた場合、さらに購入できなくなる人が増える懸念があり、町の予算も限られているのでどこまで対応できるのか商工会の要望を



DX化って何？ IT化との違いは？

IT (Information Technology) 化・・・
 人の手で進んでいた業務をデジタル化すること。通信技術 (Communication) も加えると ICT 化となる。
 (例：紙で発行していた商品券を電子化)

DX (Digital Transformation*) 化・・・
 データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルなどを変革すること。
 (例：商品券のサービスを変革→電子商品券をオンラインで予約購入・健診受診時の健康ポイントを電子商品券で付与・商品券利用データを分析して特売日の設定・広告の配信など)

受け検討したい。

○大井議員
 (1) 自治会館の解体事業について。

自治会館の維持・管理等について

大井議員②

Q 自治会館の修繕は

A 適切に対応したい

*英語圏では「Trans」を「X」と省略する慣習があるため「DX」となる。

2箇所自治会館について、令和6年度解体事業が予算計上されている。このほか今年度中に解体を考えている自治会館は、(2)自治会館の維持・管理の対策について。6年度には、はまなす会館のトイレ水洗化事業が予算計上されている。自治会館の環境を最適化にして利用者が使いやすい整備を進めるとしている。築32年経過し屋根・ストロブなどの修繕が必要と先日の合同常任委員会で説明があった。町所有、自治会所有に関わらず、老朽化などにより修繕が必要な会館はまだほかにあるのではないかと思われる。早急に修繕等を実施するべきだと思うが、定期的に見回り確認などは行っているのか。

(3)はまなす会館の利用状況について。建築されてから利用された件数や利用目的はどのような理由なのか把握はしているのか。また、使用料金は徴収しているのか。

○町長

(1)6年度に「阿分会館」と「第

51区自治会館」を解体するため、今定例会に予算案を上程しているが、そのほかは解体の予定はしていない。また、7年度も予定はしていない。

(2)各自治会において管理運営しているのが、定期的な見回り確認等を行っているが、修繕等の連絡相談等の場合は、状況に応じて職員が現地を確認し対応している。また、老朽化等で修繕が必要な会館については、調査を実施し適切に対応したいと考えている。

(3)建設当初は管理人と委託契約を締結し、平成4年度が24件、5年度が46件の利用があり、目的は主に葬儀であったが、6年度以降は、委託契約を締結していないので、利用件数、目的とともに把握していない。また使用料金については、「増毛町生活館等設置条例」第4条により、「住民の福祉増進を図る」目的に使用する場合は徴収しないことになっている。

○大井議員

6年度の執行方針で町民一人

一人がコミュニティの担い手である意識が重要としていると書かれていて、以前には地域自治会で、総会役員会や新年会が開催され、大変賑やかに過ごしてきた。最近、家族葬などが主流になり、宗教にも関係なくできるので身近にこのような会館があると非常に助かる。5月の自治会長会議で自治会館を所有している自治会の要望、修繕などがあると思うが、担当課から説明していただきたいが。

○町長

会館の修繕等は毎年その要望があれば、自治会から各連合自治会長に言って、自治会の要望活動としてきている。

○大井議員

2024年増毛町防災ハザードマップが各家庭に配布された。津波浸水洪水土砂災害想定図が記載されていた。それぞれの地区には指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難場所が設けられている。この防災マップには記載されていないが、自治会館も当然一時避難待機場所として

開放されるのではないかと。1月に発生した石川県能登半島地震のように冬期間に発生した場合に、まず町民の命を第一に考えて少しでも安全な場所の確保、そして自治会館に災害の備蓄品が備えてあるのか。

○町長

自治会館が全て一時避難所にはなっていない。例えば津田屋会館、これは海の近くのので一時避難所になっていない。それから中歌会館も一時避難所にはなっていない。二次避難所になる可能性はあると思う。

そこに全ての防災備蓄品を置くということには、今のところはなっていないが、見晴町の自治会館には防災備蓄品、あそこは津波がこないで、防災備蓄品を置くような手配をしているところではあるが、全ての会館には置いてない。ただ、旧阿分小学校、旧舎熊小学校、雄冬会館には置いてあると思っている。

外国人との日本語学習・交流会について

大井議員③

Q 応援の継続を

A 支援を増やしたい

○大井議員

日本語交流会について、近年、当町でも外国人就労生が増加傾向にあり、今年度、町内の介護施設では外国人就労生2名が資格取得を目指しながら就労する予定であると聞く。一人でも多くの外国人就労生が当町に長く在住していただけるよう応援の継続をしていかなければならないと思う。

(1)特定技能の対象は4分野追加され16分野となったが、当町ではどの分野で多数就労されているのか確認しているのか。

(2)道内他市町村では、外国人と交流会や懇親会などを開催し、「故郷の料理」の提供や「ビンゴゲーム」「カラオケ」を楽しむ

んでいるようだが、今後は交流会の開催も視野に入れながら進めてはどうか。

(3)外国人を支援するための「日本語学習支援者養成講座」があり約13名の方が受講され「やさしい日本語」の基礎を勉強する機会があった。こういった養成講座はこれから先まだまだ必要になってくるのではないかとと思う。継続することによって「やさしい日本語」が理解できるようになるのではないかと。

○町長

(1)特定技能の分野別就労状況は漁業18人、水産加工業16人、介護事業3人。技能実習は水産加工業58人、漁業12人であり、全体では水産加工業、漁業、介護の順で就労、研修をしている。(2)交流会や懇親会の内容は6年度からは役場・企業・町民等で構成する実行委員会運営する予定であり、受け入れ先事業所の繁忙期や外国人の希望、また当町だからこそ体験できることなど、多くの外国人が集まり楽しめる事業を実施できるように

支援していきたい。

(3)日本語学習支援者養成講座の継続については、令和5年度に行った講座を6年度も行い支援者を増やしたいと考えている。

○大井議員

先日、市街にある老人クラブと水産加工場に勤めている外国人就労生10人との交流会が開催され、一緒に食事をしたり、外国人就労生の母国の踊りを見ながら、高齢者もすごく喜んでいました。このような機会を増やしてはどうか。

○町長

昨年の9月から実施している外国人交流会、1月と2月に行われた日本語学習講座。そして先日、ゆうゆうクラブで実施したミャンマー実習生との交流会も日本語講習会に参加していたからなのか、コミュニケーションが取れた。新年度はしっかりと日本語で外国人と交流を深めたいと思う。

○菅原議員



「令和6年度町政執行方針」において、「土地活用と公共施設」で

アップル団地裏道路建設について

Q 自治会や住民から要望はあったのか

A 行政の判断で事業を勧めて



マシーのはこなワード

特定技能と技能実習って何？

特定技能…建設や農業など人材確保が困難な産業分野に一定の専門性を有する外国人労働者を受け入れる制度。技能水準に応じて1号と2号がある。(令和5年12月末時点、約20万8千人)

技能実習…技術または知識を開発途上地域等への移転を図り、経済発展を担う「人づくり」に寄与する制度。基本理念として「技能実習は労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」とされている。(令和4年10月末時点、約34万3千人)

は有休町有地について売却方法等を検討し住宅建設を促進するとあり、「道路・交通」ではアツプル団地裏道路を新設することにより宅地の活用を図り新たな民間住宅の建設を促進するとあった。これはどちらを優先するののか。

また道路新設について、必要性の見解を示していただきたい。自治会や団地入居者から要望があれば書面によるものと思うが、そのような事実はあるのか。

○町長

どちらを優先するものでなく、どちらの施策も進めていく。道路予定地に町道を作ること

で定住の促進、税収増、団地住民の利便性を考慮し、道路整備の必要性を判断している。

自治会や団地入居者から要望はない。

○菅原議員

建設コスト5410万円をかける道路に対して、大多数の住民は有益性を感じることはないと思うが。

○町長

現在袋小路になっている団地山側の駐車場を利用してはいる方々の利便性、また消防救急体制にも安全性が高まるのではないかと。これから分譲になるであろう遊休地の住民も将来道路を使用することになると有益性はあるのではないかとと思う。

○菅原議員

図面を見ると、団地駐車場から新設道路に出る取付け道路は一切ないが。

○建設課長

設計委託発注はまだだが、現在は駐車場からそのままつぎ出るのは危険と判断し、取付け道路2か所を考えていて、今の建設費にはその部分が含まれている。令和5年度概算の費用

プラス物価変動分を見込んでおり、6年度の単価がどれくらい上がるかはつきりしないが、多少の価格の増減はあると思う。

○菅原議員

今回の道路新設における町民へのメリットは、まったく見出すことはできない。1項目とし

て団地裏駐車場の除雪体制に疑問が残る。2項目としては、多数の住民が道路新設を望んでいるのなら別だが、道路を利用する住民は限定的である。3項目として、これは行政からの便宜供与に当たらないかということだ。受益者は限りなく限定的である。

○町長

自治会の要望はなく、行政が判断してこの事業を進めている。(隣接地)所有者への便宜供与

と私は思っていない。土地が有効活用できて良かったという感想である。また、社会通念上照らしても著しく妥当性を欠くものではないと思っている。

○菅原議員

予算は可決されるかもしれないが、住民監査請求や行政訴訟にもなりかねない事案である。十二分に熟慮を重ね予算執行の可否を判断していただきたいが。

○町長

国の道路予定地に道路を作っていたら、町村会の顧問弁の要望である。

護士に相談した結果は、所有者からの要望があったとしても定住促進・税収増を見込んで道路整備の必要性を判断した場合に、裁量権の逸脱にはならないと回答を得ている。住民監査請求や行政訴訟になるような事案ではないと思っている。

明和園の運営について

酒井議員①

Q デイサービスの再開はない
A 明和園での事業は進め

○酒井議員



4月1日から明和園に指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会

(以下社協)に運営を移管する条例改正ほか関連議案の提出が今定例会にされている。明和園の指定管理については、14、15

年前、前町長の時にも社協と協議したことがあり、その時はまとまらなかった。今年1月に「指定申請書」の提出があったとのこと、昨年4月の1回目以降社協との協議が続けられて、指定管理につながったものと思うが、今回合意したのは、どのような理由からなのか。

指定管理料として人件費の4割と施設維持管理料、機器等のリース料が含まれているが、その他に配置医師診療委託料として770万円ほどが必要になると思う。施設の修繕等がなければ、それ以外の支出はないと考えて良いか。電気料金や光熱水費の支払いはどうなのか。

養護と特養の定数、現在の入所者数と待機者数は何人か。空部屋数は。

以前と比べて希望者はどれくらい増えているか、待機者はどのくらいいるのか。

介護職員の現在の在籍者数は何人か。また、先の資料では在籍する職員の55名中、54名が継続勤務を希望しているとあった

が、その数に変動はないか。

○町長

以前の協議では明和園に関する条件提示や運営方法等まで協議に発展せず、合意には至らなかった。令和5年4月より運営移管専任の担当者として明和園長補佐1名を配置し協議を進めてきたが、施設の新規指定申請等の手続きを運営移管専任の担当者が担うことにより、社協事務局側の事務負担が軽減されたこともあり、6年4月1日からの運営移管の合意に至っている。

指定管理料は、9743万9千円を計上しているが、社会情勢等の変化、また初めての指定管理ということで、増額しなければならぬ状況もあると思われる。そのような場合には議会と相談のうえ進めていきたい。配置医師委託料は、町の診療体制が変更になる場合は委託料も変更になるが、明和園の運営に影響があるような場合は別途対応を考えたい。電気料金や光熱水費は、介護報酬収入や措置

費収入でまかなう。

4月1日時点での入所定数は特養40名、養護30名である。また現在の入所者数は特養26名、養護29名となっており、空部屋数は、特養が個室4、4人部屋1、養護については個室1となっているが、養護の1部屋については3月末までに入所となる予定である。

入所希望者、待機者数（申込者数）は、特養11名、養護65名となっている。建替工事前との比較では、2年4月では特養、養護それぞれ8名の申し込みだったので、養護については4年で8倍の増加となっている。

現在の介護職員の在籍者数については、特養は19名、養護は12名。また、全体の職員数は3月1日現在、63名となっており、内訳は正職員9名、会計年度任用職員54名。会計年度任用職員は最終的な意向を確認し、54名中52名が継続勤務を希望し、本年4月以降も勤務していた、大きくはなっている。



～ 運営が移管される明和園 ～

○酒井議員

4月以降、明和園に派遣される町職員は何人か。入れ替えを予定しているか。

○町長

正職員は9名が明和園にいる。社協事務職員を募集、教育をして、そして職員は役場の方に引き上げる形を取るの、何年も掛かっている作業になる。ただ看護師は、明和園と診療所の異動は考えられると思うが、看護師はそのままずっと正職員のまま派遣をする形を考えている。

○酒井議員

指定にあたり、社協と協議した項目にデイサービスの再開というのは話し合われていたのか。

○町長

(民間事業者の) 小規模多機能住宅が3月オープンをする予定であるので、そちらにやっていたかどうかということ、明和園でのデイサービス事業は進めていかないことになってい

「フルーツの里ましげ」の活性化事業について

酒井議員②

Q 旧果樹農家の建物改築は

A 交付金を利用しながら進めていきたい

○酒井議員

この事業は、旧果樹農家の建物を改築して、果物や果樹園の情報発信と担い手の確保・育成、加工機能を持ったセンターを整備し、未経験で短期でも果物収

穫への参加者を見出す環境を整え、年間30万人を超える交流人口を町の産業に携わる関係人口に変えることを目的に、新年度に事業費としては、建物は寄附を受けるので、当初予算で土地購入費と実施設計委託料を合わせて1734万7千円を組んでおり、12月に国に交付金の申請をする予定だが、この申請が通るめどは。また2か年の準備期間を経て、8年4月に供用開始を予定しているが、想定どおり進むめどは立っているのか。もし不安要素があれば、来年度以降の事業に差し支えが出ることも考えられるので、一度立ち止まって、担当部署のほか、役場全体で協議することも必要ではないかと思う。

また、果樹農家の方々と果樹協会などの協議や協力体制はどうなっているのか。専門的な知識や経験を持つている方々の意見を聞くことは、大事なことと思う。

今回示されたのは、旧果樹農家の整備によって情報発信と担

い手の確保、加工機能を持ったセンターの整備などだが、8年4月以降の具体的な事業内容が十分には示されていないように感じている。現段階で示すことができる項目があるのか。

○町長

デジタル田園都市国家構想交付金事業を認定するのは国なので、この場で認定のめど、可否を述べることは難しいことを理解いただきたい。しかしながら、認定に向け今年度は土地の取得と実施設計を行い、青写真を描き、道や国から助言を仰ぎながら計画を作成し、7年度には建物の整備を行い、8年度から供用開始したいと考えている。

果樹農家等に専門的な意見を聞くことについては、本事業を進めるにあたり、まずは議会への説明と考えており、2月の合同常任委員会にて公にし、説明をさせていただいた。今後、果樹協会等、各関係機関の意見も参考にしながら進めたい。「改修保存しても増毛小学校や富田屋旅館のように見学することが

難しいので、意味が少ないのでは」との声があるとのことだが、私は旧増毛小学校、富田屋旅館のように当町の歴史的景観を作り出している点で、建物が残っている意味は非常に大きいと思っている。今後とも旧増毛小学校の特別公開、富田屋旅館の春の味まつり、秋の味まつり時の公開などを実施していく。なお、果樹園拠点整備施設については、ギャラリーも含め公開していくことを前提としている。最北の果樹園群、低農薬、多品種といった当町の果樹の魅力を発信し、また、季節的に担い手が不足するという課題を改善することを目的とした拠点として整備を進めることから、当町の果樹農業の持続性に寄与するものと考えており、不安視される声にも耳を傾け、事業の趣旨をしっかりと伝え、理解を深めたい。基本理念である、歴史を大切にしたいと進めたいと進めたいと考えているので、ご理解いただきたい。

8年4月以降の具体的な事業内

容だが、この施設は休憩施設や果樹園の情報発信、短期就労者の拠点として活用し、果樹の冷凍加工なども行えるよう整備を進めたいと考えている。施設を活用していくソフト事業については、果樹農家の意見も取り入れ柔軟に対応したい。

○酒井議員

交付金の申請前に事業に着手するという事なので、多少なりとも前向きな感触はあるのか。

○町長

旧増毛駅を改築した時も同じような交付金で進めた経緯があるので、同じような目的で進めていく、もし交付金が入らなければふるさと納税の活用なども考えながら進めなければならぬと思います。

○酒井議員

町民、観光に来られた方に保存している状況を見ていただくことも大事かと思う。お祭りのときなどに公開するということが、増やしていくという考えはあるか。

○町長

イベントの時だけオープンするのではなく、春から冬の入口までオープンをしたいと考えている。特にサクランボ狩り等は以前より、かなり果樹園に入ってくるお客さんが少なくなっており、町の果樹の拠点の魅力づくりが必要だと思っている。事業を進めていきたいと考えている。

○酒井議員

産業の活性化は大事なことで、今後も続けてほしい。そこで役場をあげて協議をするこ



(上) 現在の建物の外観 (下) 完成イメージ

と、時には専門的な知識や経験を持った方を交えて事業を進めることが重要だと思うが。

○町長

今年度からプロジェクトチームを作って、4〜5回どのような形で進めるかという事を議論しているところである。この事業をどのように進めたら良いのか、状況を確認しながら進めたい。

職員の地域活動等への参画について

合羽井議員

Q 職員の自治会加入はどのようになるのか
A 自主的に加入し、積極的に活動に参加していると認識している

○合羽井議員



住民自治や地域での助け合い等の施策を推進している町の立場で

職員も地域住民の一員として、様々な地域活動に参画することが重要で「職務遂行」だけではなく、地域のために汗を流す地方公務員を近年求められているように思う。

参画をめぐって、一部地域住民と密接な関係を持つことに公平性への疑念・ストレス増加などを理由に消極的な見方もあるが、現状について。

- (1) 職員の自治会加入はどのようになっているのか。
- (2) 地域割りされている担当課長で地域活動の参画実績は。
- (3) 「地域貢献活動休暇」の制度はあるか。

○町長

(1) 職員が自主的に住んでいる地域の自治会に加入し、協働のまちづくりを推進する立場として積極的に自治会活動に参加しているものと認識している。現状では職員の加入状況は把握していないが、さまざまな機会を通じて、今後も職員の意識の啓発に努めたい。
(2) 平成31年1月から地域担当者

制度として、町民と行政が共に「協働のまちづくり」を推進するため、職員を地域担当者として各連合自治会に配置し、自治会や連合自治会との行政のパイプ役を担い、情報提供や地域活性化のための支援や地域で解決しきれない課題の解決方法を検討することを目的として実施している。実績については、自治会の新年会や敬老会等に正確には把握していないが、数回参加している。今後も職員が地域住民の一人として、地域活動に積極的に参加し、地域との信頼関係の構築と職員の資質向上を目指したいと考えている。

(3)現時点では地方公務員における地域貢献や地域活動等に伴う休暇については制度化されていないことから、当町においても休暇制度はない。職員には令和6年の仕事始めの訓示などで、自治会やさまざまな地域活動、地域貢献、各種スポーツや文化団体などへ参画し町民との交流を深め、活動してほしいと伝えている。また、通常の勤務時間

内にも、それらの活動の事務を進めることを認めており、現行の「職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則」により、町長が認めるものとして通常の職務を免除し、地域活動等を許可することは可能なので、積極的に地域にかかわって欲しいと思う。

○合羽井議員

新年会や敬老会に地域割りされている担当課長が参加すると、地域に密着できると思うが、その辺の考え方はどうか。

○町長

担当課長もと要請があれば積極的に参加させていただきたいと思う。



総務文教・産業厚生合同常任委員会現地調査
 鹿による果樹木食害被害

昨今、鹿による農作物の被害や車との接触事故などが社会問題化していますが、当町においても果樹木の食害被害が深刻化しています。議会での所管委員会は産業厚生常任委員会ですが、問題を全議員で共有するため総務文教常任委員会と合同で4月8日(月)に、その被害状況を現地調査してきました。

今回の調査では暑寒沢地区において、実際に食い荒らされた果樹木を間近で確認し、果樹協会の方々から被害状況の説明をいただきました。被害の状況は深刻で当町の主要産業の一つである果樹を守るための対策が急務であることを実感しました。

今後、町と果樹協会が対策を検討し、必要に応じて対策予算が計上されることとなりますが、議会としても効果的且つ速やかな対策が進むよう協力していきたいと思えます。



鹿によって多くの果樹木の樹皮が食い剥がされている状況

編集後記

ネットニュースを見ていて、旧ツイッターで某俳優さんがポストした内容が波紋を広げているという記事（2024年4月15日JICA STニュース）に目がとまりました。

元の投稿は「トイレの順番待ちの列で先頭にいた女性が、子供が漏らしそうなので先に入りたいと頼まれ、私が漏らしたら

誰が拭いてくれるの？排便に大人も子どももないわと、ものけ姫の犬みたいな声でしつかり断っていて東京を感じた」というもの。

実際に投稿を見てみると、「優しくない世の中になったものだ」

「おばさん言ってること正論だし、前にいる人全員に聞くべき」「大人げない。子供のほうが膀胱が小さいし漏らす確率高いだろうに」

「子どもだったら何でも許されるってのは違いますよね。いくつの子どもか分かりませんが、こうならないうちにはを学ぶ良い機会かと」

「もし3人並んでたとしてこの先頭のおばさんがOKした時、おばさんは一番後ろに並び直すんだよね。後ろの2人の了解を得ず勝手に先頭を譲って、自分は2番目キープするのはおかしいもんね」

「旅行中は必ず子ども用の紙おむつを用意します」

「子どもに優しくするのは当たり前のことだけど、子どもがいるんだから全部優先しろっていう態度の親には親切にしたいくないのが東京」

「子どもが漏らすより大人が漏らすほうが悲惨だから、こういう打診はやめてほしい」

「子ども連れに厳しいリプばかりでぞっとした」

など、「波紋を広げている」というほどの手厳しい新たな展開にはなっていないんですけど、この投稿は約1500万回表示、

15万のイイネ、1200件あまりのコメントがつけられていて、多くの関心が寄せられていたのは確かかなようでした。

もののけ姫の犬の声という、ちよつと声色が思い浮かんでしまう感じなのも沢山のイイネがついた理由かもしれません。

この『議会だより第177号』はゴールデンウィーク後の発行ですが、もしかすると、どこかの旅行先で似たような光景に遭遇した人がおられるかもしれないですね。

世の中何が起きるか分かりませんが、何事も余裕をもっていきましょう。

(至成)

議会広報特別委員会

委員長 上野 剛

副委員長 大井 紀美恵

委員 松倉 清道

委員 酒井 倫明

委員 川島 優

委員 合羽井 達男

議会のうごき

2月

- 5日 議会だより 176号発行
- 8日 市町村議会議長と市町村長との意見交換会(初山別村)
- 15日 総務文教・産業厚生合同常任委員会

3月

- 1日 議会運営委員会
- 5日 全員協議会
令和6年第1回定例会(第1日)
令和6年度各会計予算等審査特別委員会
- 14日 令和6年第1回定例会(第2日)
令和6年度各会計予算等審査特別委員会
- 15日 令和6年第1回定例会(第3日)
令和6年度各会計予算等審査特別委員会
- 26日 留萌管内町村議会議長会臨時総会(苫前町)

4月

- 8日 総務文教・産業厚生合同常任委員会現地調査
- 11日 議会広報特別委員会(第1回)
- 18日 議会広報特別委員会(第2回)